

地方独立行政法人市立吹田市民病院 財務諸表の確認方針（案）

平成 26 年 月 日

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の財務諸表の承認に係る意見を述べるに当たっては、この方針に基づき財務諸表及び添付書類の確認を行うものとする。

1 基本的事項

財務諸表は、市民その他の利害関係者に法人の財政状態、経営成績等を適正なものとして示される必要があり、また、監事の監査対象となっていることから、評価委員会における確認は、外形的な合規性及び主要な係数等の表示内容について実施するものとする。

2 財務諸表の確認事項

		財務諸表 確認事項
提出書類	提出期限の遵守 (法第 34 条)	財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後 3 か月以内の提出
	すべての必要な書類の提出 (法第 34 条及び吹田市地方独立行政法人法施行細則第 10 条)	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書) 添付書類 (事業報告書、決算報告書、監事の意見書)
財務諸表の整合	事業年度の整合性 「地方独立行政法人会計基準」の整合 (法第 33 条)	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日 (法第 32 条)
		重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認
		合計等の基本的な計数の整合
監事の意見	意見書	考慮すべき監事の意見の確認 (法第 34 条 2)
		監事の設立団体の長への意見提出 (法第 13 条)
その他	短期借入金の限度額超過の有無 (法第 41 条) 等	